

竹島はなぜ韓国に不法占拠されたのか

第5期島根県竹島問題研究会委員
日本安全保障戦略研究所研究員

藤井 賢二



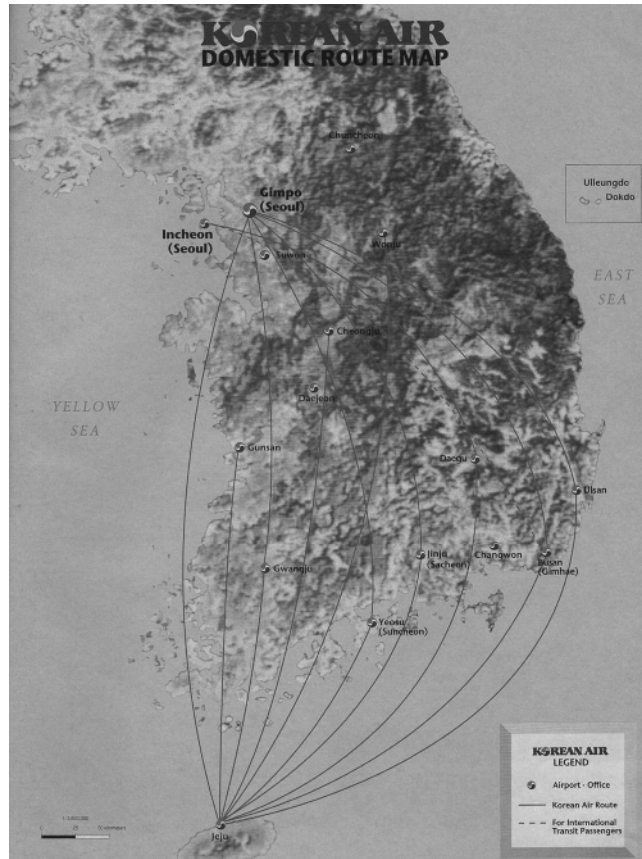
はじめに

「韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠」である（日本外務省『竹島問題10のポイント』）という事実を、韓国は認めようとしな。この小文は、韓国がどのようにして日本の領土である竹島を不法占拠したのか、そして、韓国に自らの支配を不法と認めさせる方途は何かを考えるものである。

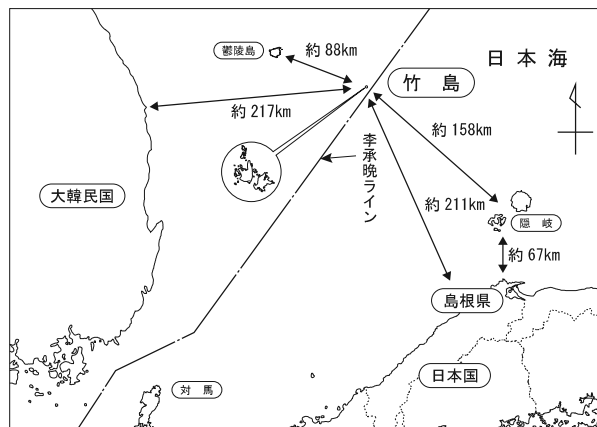
1 竹島は「鬱陵諸島」の一部？

数年前、韓国から帰ったばかりの知人が、大韓航空の機内誌の地図（写真①）（写真③）を見せて、「航空会社なのに、こんな地図でいいのか！」と怒っていた。鬱陵島（写真①）の Ulleungdo）と竹島（写真①）の Dokdo、漢字では「独島」がセットになった「鬱陵諸島」が韓国の東端にあるかのように描かれている。（写真①）は鬱陵島と竹島の部分を切り取って貼り付けているのかと思ったがそうではない。（写真②）（写

〔写真①〕
Morning Calm, April
2016, KOREAN AIR



〔地図①〕



実際の竹島は鬱陵島とは約88kmも離れている。本土との距離では韓国よりも日本の方が近い。

〔写真②〕 Morning Calm, April 2016, KOREAN AIR 'EAST ASIA ROUTE MAP'



〔写真③〕 Morning Calm, April 2016, KOREAN AIR (写真②の一部拡大)



真③」でわかるように竹島が鬱陵島付近に移動しているのだ。

竹島を鬱陵島のすぐ傍に、そして韓国の近くに置きたいという欲求は、韓国の竹島領有主張を想起させる。韓国政府は「独島は歴史的にも、地理的にも、国際法的にも明白な大韓民国固有の領土です」（韓国外交部「韓国の美しい島、独島」と、日本の主張にはない「地理的にも」を強調する。竹島は隠岐よりも鬱陵島に近く、鬱陵島の「属島」だというのである。しかし、地理的に距離が近いことだけを理由に領有権が認められることはないことは、これまでの国際判例で明らかである。

また、鬱陵島は1880年代まで460年以上も朝鮮人が住むことを禁止されていた。一方、竹島での日本人の活動の拠点であった隠岐に人が住むことを禁止された歴史はない。1905年の島根県編入に至るまで、鬱陵島の朝鮮人が竹島で主体的に活動した明らかな記録はない。竹島は、そこで活動した人々が鬱陵島の朝鮮人と運命を共にした「属島」とは言えない。

2 竹島はなぜ日本の領土なのか

根拠にならない、竹島は隠岐よりも鬱陵島に近いことをしきりに持ち出すのは、韓国には竹島の領有根拠がないためである。

日本は主に三つの領有根拠を持つ。

第一に、江戸時代の17世紀、米子の大谷・村川両家が幕府の許可を得て鬱陵島での漁猟を行う途上で現在の竹島を利用していたことである。この時、他国から抗議された記録はない。第二に、日本は1905年の閣議決定で竹島を島根県に編入し、「島根県告示40号」（告示の2月22日が、島根県が2005年に定めた「竹島の日」である）で竹島を隠岐島司の所管とした。その後、アシカ猟などの許可や土地使用料の徴収といった行政措置をとって国際法的に領有を確立させた。

第三に、1951年7月に韓国は対日講和条約で竹島を韓国領とすることを米国に要求したが、米国は公文（8月10日付「ラスク書簡」）を韓国に送って要求を拒否した。米国は、日本が竹島を領有してきた歴史をふまえて竹島を日本に残すことを1949年末にはすでに決めていた。1951年9月に署名され、翌年4月に発効したサンフランシスコ平和条約第2条で日本が放棄するのは「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」であって、

竹島はそこに含まれない。竹島は日本領に残された。

これらよりも強い韓国の根拠はない。韓国が竹島だと主張する朝鮮の古い文献に見える「于山島」は鬱陵島か、架空の島か、鬱陵島近くの「竹嶼」のことである。

1900年の「勅令第41号」で竹島を管轄したということが、当時の大韓帝国政府が竹島で行政措置をとったことは確認されない。要するに、1905年の竹島編入前に朝鮮半島にあった政府が竹島を領有していた事実はない。よって、竹島編入が1910年の日韓併合の5年前だったことから韓国が事あるごとに訴える、「独島は日本侵略の犠牲となった最初の韓国の領土であった」という主張も成り立たない。

3 竹島はなぜ不法占拠されたのか

韓国は、サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領に残されたことを知っていたはずである。にもかかわらず、1952年1月の李承晩ライン宣言で竹島領有を主張し、1954年夏頃には海洋警察隊を派遣して灯台などの施設を設置し、韓国は竹島を不法占拠した。韓国の暴挙をなぜ日本は阻止できなかったのだろうか。

次の表は不法占拠が進む時期の出来事を表にしたものである。

・ 1952年1月18日、韓国の李承晩ライン宣言（隣接海洋に対する主権に関する宣言）。主権行使を宣言した海域の東端に竹島があった（地図①）。
・ 1952年1月28日、日本政府は韓国政府に抗議
・ 1952年4月28日、GHQによる日本の占領終了
・ 1953年3月に米軍の爆撃訓練区域指定解除決定。島根県は1953年6月に竹島での漁猟等を隠岐の人々に許可
・ 1953年5月28日、島根県水産試験場試験船「島根丸」で上陸。韓国人の漁労確認
・ 1953年6月27日、海上保安庁と島根県の合同調査
・ 1953年7月8日、韓国国会は日本への非難決議
・ 1953年7月12日、巡視船「へくら」が銃撃される
・ 1953年7月13日、日本政府は領有根拠を記した第1回見解を送付
・ 1953年9月9日、韓国政府は日本政府第1回見解への反論を送付
・ 1954年2月10日、日本政府は領有根拠を記した

第2回見解を送付

・ 1954年5月3日、隠岐の久見漁協組合が竹島で漁労（漁業権行使）

・ 1954年6月11日、韓国は竹島に海洋警察隊急派

・ 1954年8月23日、巡視船「おき」が銃撃される

・ 1954年9月2日、韓国は海洋警察隊の常駐決定

・ 1954年9月25日、韓国政府は日本政府第2回見

解への反論を送付

・ 1954年9月25日、日本政府は竹島問題の国際司

法裁判所への付託を提案

・ 1954年10月28日、韓国政府は竹島問題の国際司

法裁判所への付託提案拒否

・ 1954年11月21日、巡視船「おき」「へくら」が

砲撃される

まず、米国は、竹島は日本領であるという考えは変わっていないが、日韓の紛争に巻き込まれることを避けて問題解決は日韓両国に委ねる方針だった。よって、その介入は期待できなかった。

サンフランシスコ平和条約と同時に調印された日米安全保障条約第1条には、米国は駐留米軍を「外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用する

ることができる」とあった。そのため、1953年9月17日の衆議院外務委員会では米国への協力要請をしているのかを問う意見が出た。政府は、侵略とは、竹島のよ

うな無人島ではなく都市や工場のある所への侵入であつて、竹島で不幸にして撃ち合いが起こっても、直ちにこれを侵略として条約を援用する段階までは相当の距離があると述べ、米国への要請に否定的だった。

竹島のような無人島への侵入は侵略に当たらない。このような見解は保安庁（1954年7月に自衛隊を管轄する防衛庁になる。海上自衛隊の前身の警備隊を管轄していた）でも見られた。1953年9月10日付『日本海新聞』に保安庁の方針が次のように報じられている。

「韓国側がすでに竹島に上陸してしまつた後で警備隊がその位置に到達した場合は相当問題がある。すなわち竹島は現在無人島であるため、これに外国人が上陸しても保安庁法四条の『日本の平和と秩序』を破るものか否かは相当問題がある」。1954年9月14日の衆議院外務委員会でも、岡崎勝男外相は、竹島問題について「日本を侵略することと、島に対する領土権の争いは別問題である」という趣旨のことを述べた。

1953年8月5日の衆議院での政府答弁「外交交渉

「でらちがあかないから実力行使で威嚇して竹島を日本領と認めさせることは、憲法第9条で禁ぜられておる」は当時の日本政府の憲法解釈を伝えている。その後、自衛権については必要最小限度の実力を持つことができる」と憲法解釈が変更された。1955年7月25日の参議院内閣委員会で竹島問題での自衛権の行使について問われた鳩山一郎首相は、「領土侵略であり、自衛権を発動してもいいと思う」と述べたが、「時期を経ているため、やはり戦争の方法によらず外交的手段によって解決する方が穏当であろう」と、自衛権を行使しない理由として時間の経過を挙げた。

また、1954年9月8日の衆議院外務委員会では、「竹島を占拠したものは韓国警察のものらしい。これは軍隊ではない。武力の侵入ではなく、不法入国とみるのが妥当で、防衛行動よりも警察の措置をとるべきであり、外交的な方法によるのが妥当である」と防衛庁防衛局長が答弁した。

こうして、朝鮮戦争で武装を固めていた韓国と貧弱な装備で対峙したのは海上保安庁だった。1953年7月12日に巡視船「へくら」が銃撃された際に、その前に乗船してきた韓国人警察官は「始め、へくらが自分等の船

より大きいのと、武装しているのではないかと内心おそれているようであったが、へくらに機関銃一つ、小銃一つないのを見てとると急に態度が大きくなった」（『キング』1953年11月号）。

この時、韓国人が乗っていた伝馬船には機関銃が置いてあり、一方日本人海上保安官は各自拳銃を携行するだけだったという。この事件について、「警備船程度の装備しかない海上保安庁では実力をもって韓国官憲に対抗することは難しく、外務省としては警備隊の実力を行使することなく平和的に解決したい方針である」と1953年7月14日付『毎日新聞（東京本社版）』（夕刊）は伝えた。

韓国の竹島不法占拠は、1952年の主権回復後間もない、日本の体制が整っていない間隙を突いて行われた。米国の介入は期待できず、無人島への侵入は防衛行動の対象外とされ、韓国人を実力で排除することは憲法上許されないとされた。また、韓国の占拠は軍隊ではなく警察官によるものとして海上保安庁が対応に当たったが、その能力は十分ではなかった。現在の尖閣についての「グレイゾーン」（純然たる平時でも有事でもない事態。武力攻撃に当たらない範囲で、実力組織などを用い

て現状の変更を試み、自国の主張・要求の受け入れを強要しようとする行為が行われる状況（『令和元年度防衛白書』）への対応をめぐる論議につながる問題が、70年前の竹島で起きていた。

竹島には、日米安全保障条約、自衛隊（警備隊）、海上保安庁という三つの「力の空白」が生まれていた。結局、日本政府ができたことは、紛争の平和的解決を求めて、海上保安庁による竹島の実態把握のための巡視、韓国に対して竹島領有の主張を述べた抗議の口上書をくりかえし送ること、そして竹島問題の国際司法裁判所提訴を提案することだった。

4 竹島問題と日本の「配慮」

1953年6月27日、海上保安庁と島根県の職員30人が竹島に上陸して合同調査を行った。この調査は、「日本船舶の不法領海侵入と彼らの脅迫的な態度と言動で純真な韓国人漁業者たちは、不安と恐怖で漁労を中断する」ほどの衝撃を韓国人に与えた（韓国政府外務部『獨島問題概論』）。ところが、海上保安庁が、不法入国して漁労していた6人の韓国人の逮捕を行わず退去勧告した

だけだったことがわかると、韓国は強気になった。

1953年7月8日の韓国国会では「独島に対する韓国漁民の出漁を十分に保障すること」と「日本官憲の設立した標識を撤去」することを政府に要求することが決議され、それは実行された。韓国は日本の巡視船への銃撃・砲撃を強行して日本人の竹島への接近・上陸はできなくなり、この年の10月にかけて日本が竹島に4回にわたって設置した領土標柱を韓国は撤去した。1953年6月の調査の時に、不法入国していた韓国人の逮捕や引致など、日本が毅然とした態度を示すことができたならば、韓国がこのような行動への抑止になったかもしれない。

韓国人への海上保安庁の措置が退去勧告にとどまったのは、竹島での衝突に発展することを避けるためだったが、実はそれだけが理由ではなかった。日本政府は韓国が反発して日本漁船の拿捕が多発することを恐れたのだった。

1947年以来1952年4月の平和条約発効まで、100隻近い日本漁船が拿捕され4人の死者が出ていた。1952年1月の李承晩ライン宣言は竹島問題の発端として注目されるが、画定した際の韓国政府の最初の

案では竹島は含まれておらず、済州島から対馬にかけての好漁場での底曳や旋網まきあみなどの日本漁船の操業阻止をめざして線引きがされていた。1953年2月には第1・第2大邦丸が済州島西方で銃撃を受けて拿捕され、日本人1名が死亡するという事件が起き、日本に衝撃を与えていた。ただ、この事件の翌日に起きた1件以降6月まで拿捕事件は2件しか発生していなかった。

また、この時東京で行われていた日韓会談（日韓国交正常化交渉）では、1953年6月後半になって、日本は漁業資源保護のための方策を提案して日本漁船の安全操業を確保しようとしていた。韓国の態度には、軟化の様子がわずかながら、現れていた。

しかし、韓国への刺激を避けようとした日本の配慮は無視された。日本が李承晩ラインをあくまでも認めないことがわかると、韓国は1953年9～10月に日本漁船を多数拿捕した。そして1954年夏からは「刑期」終了後も乗組員を帰国させず、1957年には900人以上が釜山の外国人収容所で抑留され貧弱な食事に苦しむことになった。

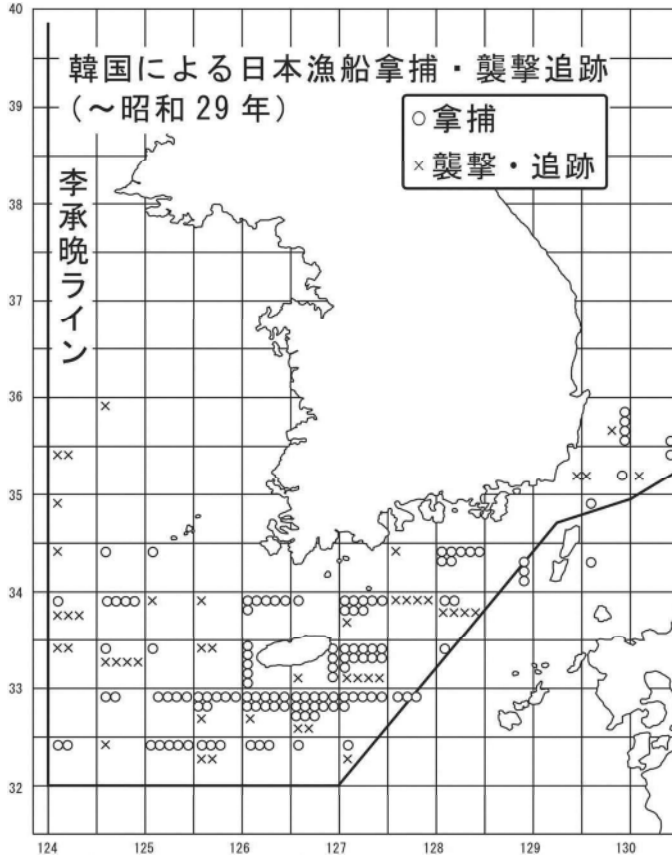
韓国の日本漁船拿捕と漁船員抑留の強行によって、日本の竹島への対応の手は縛られた。1955年1月に

は、「日韓問題全体の空気を改善する立場から竹島問題が他の懸案解決に累を及ぼさないようにするために竹島問題は日韓会談とは別とすることが合意された」（外務省「日韓国交正常化交渉の記録」）。当時、約250人の日本人が釜山に抑留されていた状況をまず打開するため、日本は竹島問題を日韓会談の議題から外さざるをえなかったのだった。

こうして、日韓会談では竹島問題そのものではなくその解決方法がもっぱら論議された。当時日韓間で交換された竹島領有根拠を主張した両国の見解を読んでも、日本が論争に負けたとはとても思われない。にもかかわらず、歴史的・国際法的な領有の根拠をめぐる論争は日韓会談では行われなかった。日本は韓国を追いつめる機会を一つ失ったのだった。

漁業問題解決に追われた日本は、1965年の日韓条約で国交を結んだ際も韓国の竹島不法占拠を解消できなかった。このように、竹島問題と済州島から対馬にかけての海域は、韓国の「人質外交」（韓国の金東祚キム・ドンソク外務部長官が『回想30年 韓日会談』（中央日報社）で使った言葉）でつながっていた。2010年の尖閣での中国船衝突事件による日中の対立の際に、中国にいた民間日本人

〔地図②〕



水産庁福岡漁業調整事務所編刊『以西トロール・機船底曳網漁業現況資料 昭和29年末現在』(1955年)より藤井作成。○×の数は農林漁区(マス目)ごとの件数。被拿捕漁船数はこの図より多い。この図で表示されているのは、拿捕位置が明確なもののみと見られる。

が身柄を拘束されたことを想起せざるをえない。
竹島問題と漁業問題の関わりについては、さらに指摘
したいことがある。それは、ネット上で散見される、
「韓国は竹島で多くの漁船を拿捕し、日本人を殺して不
法占拠した」という言説の誤りである。日本漁船が多く

5年の島根県の推算でも1〜5億円程度であった。19
60年代後半までは、イカ釣や旋網など竹島近海での大
型漁船による大規模な操業はまだ見られず、対馬から済
州島にかけての海域こそ「黄金漁場」であり、拿捕が多
発したのである。

拿捕されたのは済州島から
対馬にかけての海域だった
〔地図②〕。この時、竹島近
海での日本漁船拿捕は確認
されていない。竹島で海上
保安庁巡視船が攻撃された
際も、乗組員に死傷者が発
生してもおかしくない状況
であったが、幸いにしてそ
れはなかった。水産庁によ
れば、李承晩ライン宣言当
時、李承晩ラインで囲まれ
た海域全体での日本の年漁
獲高は約130億円だっ
た。それに対して、竹島と
その近海の漁獲高は196

「竹島（リヤンコ）はわしらのもんじゃけん」と、竹島でアワビやワカメなどをとることができないもどかしさを語る隠岐の漁業者の言葉（『アサヒグラフ』1965年12月31日号）は嘸みしめるべきである。しかし、「日本は事実でないことを垂れ流して感情を刺激し、嫌韓を煽っている」などと足元をすくわれかねない口実を韓国に与えるべきではない。

竹島の領有根拠を持たない韓国は、日本の主張の中に問題があるかのように見えるものを取り上げて論争に引きずり込み、日本を消耗させてきた。竹島不法占拠の長期化と既成事実化を目論むそのような手法に惑わされてならない。

5 韓国政府の事実隠へい

韓国の高校「韓国史」と中学校「歴史」の内容は2019年と2020年に内容が変わった。中学校「歴史」は世界史と韓国史に内容を分け、高等学校「韓国史」は近現代史の割合を増やした。日本の「学習指導要領」に当たる「教育課程」を見ると、中高とも、竹島問題について、扱われるのは近代史分野のみになり、現代史分野

からは「独島」は消えている。竹島問題の扱いが近代史分野だけになった点に、1905年の竹島編入を侵略とする、すなわち歴史認識問題として竹島問題を重視する方針が見える。また、現代史分野、すなわち戦後の日本の領土画定に関する部分がないため、サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領に残された事実を知らながら教えていた韓国人教員がいるとすれば、彼らの心理的負担は軽くなるかもしれない。実は、韓国政府にはこの事実を隠した過去がある。

1952年11月、韓国政府は9月に米軍が竹島で爆撃訓練を行ったと米国に抗議した。これに対して米国政府は12月4日に回答した。回答は、時間が経っているため爆撃訓練の調査はできないと告げるものだったが、次の文言で結ばれていた。

（米国）大使館は（韓国）外務部の通牒にある「独島（リアンクール岩）は……大韓民国の領土の一部である」との言明に注目します。合衆国政府のこの島の地位に対する理解は、ワシントンの韓国大使に宛てたデイン・ラスク国務次官補の1951年8月10日付通牒において述べられています。

57 竹島はなぜ韓国に不法占拠されたのか

【訂正】(筆者より追記)

57頁上段

韓国の高校「韓国史」と中学校「歴史」の内容は2019年と2020年に内容が変わった。

↓

韓国の高校「韓国史」と中学校「歴史」は2020年から教科書が変わった。

米国は韓国の竹島領有主張に警告し、竹島が日本領であるという米国の公式見解を再度韓国に告げたのだ。

この回答を受け取った韓国政府外務部は、駐米韓国大使に対して「ラスク書簡」のコピーを送るよう求め、翌月韓国大使は本国に送付した（「独島問題」1952-1953）韓国外交史料館所蔵）。不可解なことに、韓国政府外務部は「ラスク書簡」を知らなかったことになる。1951年8月、米国から「ラスク書簡」を渡された駐米韓国大使館か、あるいは、受け取った韓国政府首脳が「ラスク書簡」を握りつぶした可能性がある。

1955年、韓国政府外務部は「各在外公館長が本問題を正當に理解して日本人の不当な宣伝に備えるのに参考になるよう」に『獨島問題概論』という冊子を制作した。1952年12月4日付の米国の回答も収録されていたが、何と、「ラスク書簡」再確認を求めた最後の部分を「etc.」として削除していた（写真④）。韓国政府は「ラスク書簡」の存在を在外公館の職員にも隠したのである。

韓国政府は平和条約で竹島が日本領に残された事実を国民に知らせず、誤解と日本への反感が韓国人の間に拡

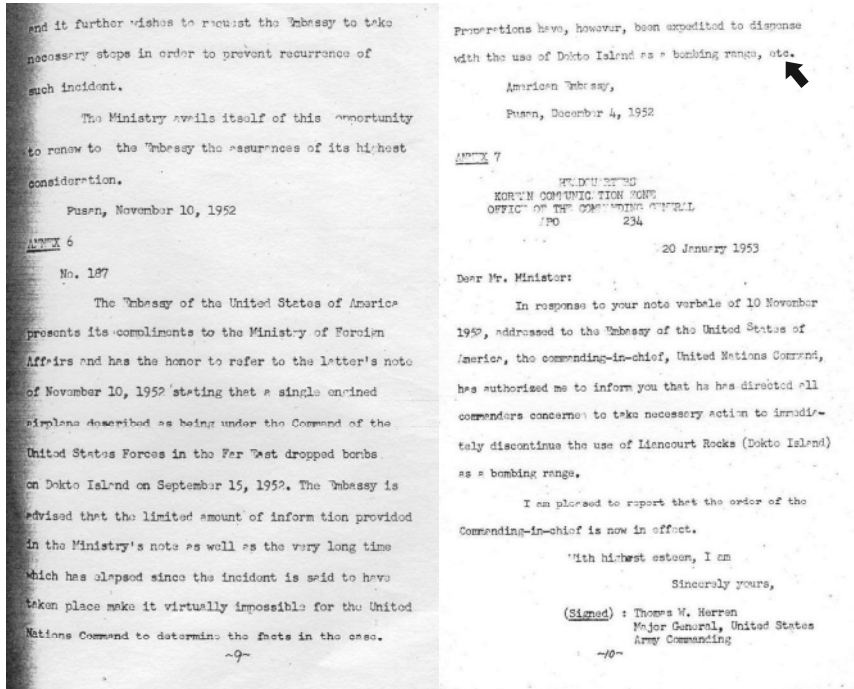
大するのを放置して不法占拠を続けた。この事実を韓国人が知ることこそが、まずなされるべきことである。不正に憤って自らの手で政権を打倒した歴史がある韓国民なら、このような自国政府の行動を見逃すことはできないのではあるまいか。

おわりに

日本に留学中のある韓国人大学院生が、韓国に竹島領有根拠はないと説く私に、「それじゃあ、今あそこを支配しているのはなぜ韓国なんですか」と無邪気に質問してきたことがある。紛争発生（竹島問題なら韓国の一方的な李承晩ライン宣言とそれに対して日本が抗議した1952年1月）の後に、当事国が新たに開始したことや自国の立場を有利にするためにことさら行ったこと、しかも相手国から抗議を受ける中で行ったことは国際法上根拠にはならない。それなりの教養を持つ彼ですら、このような知識はまったくないようだった。

竹島問題において韓国は被害者ではなく加害者である。韓国が竹島で繰り返し広げていることは文字通り「不法占拠」であって、このような質問は韓国を国際的な嘲笑

〔写真④〕 韓国政府外務部編刊『独島問題概論』資料編 9～10頁。



「ラスク書簡」再確認を求めた最後の部分を「etc.」として削除している

の対象にしてしまう。こう考えざるをえない所まで韓国を追いつめることはできるはずである。日本の国内外を問わず、事実に基づくと、わかりやすい、継続的かつ強力な情報発信をすることが、日本の当面の課題である。

【参考文献】

- 大壽堂鼎『領土帰属の国際法』（東信堂）
- 高藤奈央子「竹島問題の発端―韓国による竹島占拠の開始時における国会論議を中心に振り返る」（『立法と調査』3022号）
- 山崎佳子「韓国政府による竹島領有根拠の創作」（第2期島根県竹島問題研究会最終報告書）
- 藤井賢一・荒木和博・塚本孝・下條正男『不条理とたたかご』（文芸春秋企画出版部）
- 藤井賢一『竹島問題の起原―戦後日韓海洋紛争史』（ミネルヴァ書房）
- 藤井賢一「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について」（『島嶼研究ジャーナル』7巻1・2号）